

50243V14_1A

稅	市民稅	稅額扣除額④	B58
		稅額扣除額⑤	B59
		所得割額⑥	B60
		均等割額⑦	B61
	府民稅	稅額扣除額④	B62
		稅額扣除額⑤	B63
		所得割額⑥	B64
額		均等割額⑦	B65
		森林環境稅額⑧	B65-1
		特別徵收稅額⑨	B66
		控除不足額⑩	B67
		固定產・固定負債計算⑪	B68
		既納付額⑫	B69
		差引計算⑬(一)～⑮(三)	B70
	變更前稅額⑭	B71	
	増減額⑯(一)～⑲(三)	B72	
	減額	B73	

[illegible][illegible]

受 給 者 番 号	氏 名	様	指 定 番 号
住 所	所	宛 名 番 号	
ある一定の期間税務調査を完了したと見做し(決定)した上で、地方税法第14条、第31条及び第32条の4(第32条の4第2項)並びに京都府税制第3条の4(第32条の4第2項)の規定により通知します。また、この通知が送付後、通知不届が認められ、この通知を交付せられたものと見做される場合があります。 なお、この通知の取扱いの誤りは、税務調査の完了後に申告の事務調査に対する異議を提したでなければ提起することができないこととなります。また、この通知の取扱いの誤りは、税務調査の完了後に申告の事務調査に対する異議を提したでなければ提起することができないこととなります。 なお、この通知の取扱いの誤りは、税務調査の完了後に申告の事務調査に対する異議を提したでなければ提起することができないこととなります。また、この通知の取扱いの誤りは、税務調査の完了後に申告の事務調査に対する異議を提したでなければ提起することができないこととなります。		様方	
ある一定の期間税務調査を完了したと見做し(決定)した上で、地方税法第14条、第31条及び第32条の4(第32条の4第2項)並びに京都府税制第3条の4(第32条の4第2項)の規定により通知します。また、この通知が送付後、通知不届が認められ、この通知を交付せられたものと見做される場合があります。 なお、この通知の取扱いの誤りは、税務調査の完了後に申告の事務調査に対する異議を提したでなければ提起することができないこととなります。また、この通知の取扱いの誤りは、税務調査の完了後に申告の事務調査に対する異議を提したでなければ提起することができないこととなります。 なお、この通知の取扱いの誤りは、税務調査の完了後に申告の事務調査に対する異議を提したでなければ提起することができないこととなります。また、この通知の取扱いの誤りは、税務調査の完了後に申告の事務調査に対する異議を提したでなければ提起することができないこととなります。		税務事務所 京都市長 京都市長 市税事務所	
年 月 日	京都市長		
お問合せ番号		問合せ先	特別徴収担当
問合せ先 (課税の内情)		(特別徴収状況)	

[illegible][illegible]

繰り返し

BZ3